

観 参 第 9 1 8 号
令 和 2 年 1 2 月 4 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する
旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

件名については、令和2年3月27日付観参第1194号により通知しているところですが、当該通知の1及び2の取扱いを行う期間について、令和4年3月までに登録の有効期間が満了する旅行者の更新登録にかかる申請分までとして取り扱っていただきますようお願い申し上げます。